

科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」推進事業
中間評価委員会の開催について

令和 2 年 11 月 26 日
科学技術・学術政策局長決定

1. 目的

科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」推進事業は、客観的根拠に基づく合理的な政策形成の実現を目指し、平成 23 年度より開始された。概ね 5 年に一度中間評価を実施することとしており、事業開始から 5 年目にあたる平成 27 年度に第 1 回の中間評価を行った。令和 2 年度で事業開始から 10 年目となったため、第 2 回の中間評価を実施する。

このため、本事業の全体の中間評価を実施することを目的として、科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」推進事業中間評価委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

2. 構成及び運営

- (1) 委員会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 委員会には主査を置き、当該委員会に属する委員の互選により選任する。
- (3) 主査は、当該委員会の事務を掌理する。
- (4) 委員会の運営に係る事項は委員会において定める。

3. 開催期間

令和 2 年 12 月 1 日から中間評価結果の公表までとする。

4. その他

委員会に関する庶務は、科学技術・学術政策局企画評価課が処理する。

(別紙)

科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」推進事業
中間評価委員会 委員名簿

- 大隅 典子 東北大学 副学長
小林 直人 早稲田大学 参与・名誉教授
◎ 永井 良三 自治医科大学 学長
原山 優子 理化学研究所 理事

◎：主査 (敬称略、五十音順)